

町田市老人クラブ 補助金利用のてびき



町田市いきいき生活部
高齢者支援課
☎042(724)2146
〔2022年4月改定版〕
(2023年6月更新版)

老人クラブ会員の皆様へ

日頃、各クラブ役員の皆さまには町田市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。各老人クラブ活動へのご尽力には敬意を表すと共に、今後とも更なるご活躍を期待しております。

クラブを運営するにあたって、会計処理や活動内容など何か困ったことがございましたらいつでもご相談ください。相談の際には担当者が不在のときもありますので、窓口にご連絡いただく前に、高齢者支援課まで事前にご連絡いただければ幸いです。

今後ともよろしくお願いたします。

もくじ

I. 老人クラブについて

- 1. 老人クラブとは…………… 3
- 2. 補助金対象の活動について…………… 3

II. 補助金について

- 1. 補助金の基本原則…………… 4
- 2. 補助対象経費…………… 6
- 3. 補助対象外経費…………… 7
- 4. 注意が必要な項目
 - ◎ 食糧費について…………… 8
 - ◎ 旅費・交通費について…………… 10
 - ◎ 備品について…………… 12
 - ◎ 賞品・景品・記念品について…………… 14

III. Q&A

- 1. 友愛活動について…………… 15
- 2. 会場や物品の借り上げについて…………… 16
- 3. 講師謝礼・役員手当について…………… 17
- 4. その他の費用（保険料・分担金・協力金など）…………… 18

IV. 会計処理について

- 1. 書類について…………… 19
- 2. 記入例…………… 20
- 3. サークルや同好会で会計処理を別にする場合の注意点について…………… 22
- 4. 補助金申請書類等の作成にあたってのお願い…………… 23

I. 老人クラブについて

1. 老人クラブとは

老人クラブとは、地域の高齢者が会費等を集めて自主的・民主的に活動している任意団体です。町田市が考える老人クラブ運営の目的は、知識や経験を活かし、多様な社会活動を通じ、いきいきとした高齢社会を実現することにあります。

高齢化が急速に進む今日において、老人クラブの果たす役割はますます増大しています。

2. 補助金対象の活動について

町田市では、一定の要件を満たした老人クラブへ補助金を交付しています。交付された、補助金の使い道は、以下の「4つの活動」に限られます。

- ① 社会奉仕活動
- ② 生きがいを高める活動
- ③ 健康を増進させる活動
- ④ その他の社会活動

会員同士の親睦や、単に楽しみを目的としたレクリエーションの要素が強い活動や、お酒や飲食を伴う活動、交際、慶弔に関する活動に対して、補助金の使用はできません。

ただし、活動自体を禁止しているわけではありませんので、会費や参加費など、補助金以外の財源（＝クラブの自主財源）から支出して活動してください。

5ページの表で補助金の対象となる活動と、補助金対象外の活動の例を確認し、理解を深めてください。

コラム「補助金の返金」 なお、返金の期限は、5月中旬まで

受領した補助金をなぜ返金しなくてはいけないのでしょうか。

老人クラブの補助金は、実際の活動経費は分からないけれど、おおよその額を先に仮に受け取っておき、年度終了後、実際の補助対象経費を報告して精算する、というものです。その額が受領済額を上回っていればよいのですが（追加払いはありません！）、下回っていた場合は、その差額を返金しなければなりません。

補助金を返金しても、次年度補助金の基本額が減額されるということはありません。どんな活動をしたいか、クラブの皆さんで話し合ってみませんか。活動計画を立て、予算立てをして、老人クラブ活動のために、正しく補助金を利用しましょう。

Ⅱ. 補助金について

1. 補助金の基本原則

補助金は1年間で、4つの活動に対して均等に支出していただきます。
補助金は性質上、使い道や金額に制限があります。補助金の対象活動でも、活動にかかった全ての経費が支出できない場合もあります。支出の際は十分注意してください。

補助対象経費であるかは次の2点から判断します。

- ①老人クラブとして、取り組む活動であるか
- ②公金である補助金から支出するのに適しているか

①の例として、ウォーキングや体操・ストレッチ・ヨガを行った場合、「健康を増進させる活動」として老人クラブで行うのであれば補助金の対象になりますが、日課として一人である場合は、補助金の対象となりません。

また、クラブで活動するとき使用する物品だとしても、個人所有とみなされるものは、現物支給にあたるため、補助金から支出することができません。

②の例として、例えば賞品や景品代は現物支給にあたり、公金からの支出には、ふさわしくありません。また、酒類などの飲食・会食を主な目的とする行事に係る支出も、公金から支出することがふさわしくないものにあたるため、補助金の対象となりません。

補助金の支出項目が適切でも、下記のような補助金の使い方は望ましくありません。予算を作成する際には、支出が偏らないよう注意してください。

- ・ひとつの活動に偏った支出（例：補助金支出のうち旅行費用が90%以上）
- ・ひとつの事業に偏った支出（例：カラオケのみ、グラウンドゴルフのみ）
- ・一定期間内に偏った支出（例：4～6月のみ活動、上半期のみ活動）

その他留意事項として、以下のことがあげられます。

□補助金は当該年度の活動に対して交付しているものであり、単年度決算のため、次年度に繰り越すことはできません。支出しなかった補助金は、返金をするものです。

□他の補助金や助成金を充当している支出については、当該補助金の支出はできません。

□活動実績のないものに、消耗品や備品を購入することはできません。

補助金の対象となる活動と対象外となる活動事例

区分	活動内容	補助金の対象となる活動事例	補助金の対象外となる活動事例
社会奉仕活動	ボランティアや友愛活動等 地域福祉に関する活動	清掃美化奉仕活動 (公園・道路・神社などの清掃) 防犯パトロール・登下校の見守り 福祉施設やひとり暮らし高齢者宅への訪問 募金活動への協力(募金そのものは不可) 資源回収 町内会・子ども会との交流	毎日1人で、自宅周辺を掃き掃除
生きがいを高める活動	生きがいや文化教養を高める活動	趣味活動(俳句・手芸・編み物・カラオケ・絵画・写真・囲碁・将棋など) 各種講演会・研修会 美術館・植物園・博物館 名所旧跡巡り	会の仲間とおしゃべりをした (単なる懇親会のため) 誕生会・敬老祝会・懇親会 温泉・宴会・旅行・ツアー いちご狩り・ぶどう狩り 自宅で編み物をした 1人でカラオケに行った
健康を増進させる活動	スポーツ等の健康維持や介護予防に関する活動	各種スポーツ活動の練習 (グラウンドゴルフ・輪投げなど) 各種スポーツ大会への参加 (ゲートボール大会など) バランスボール・棒体操など ラジオ体操・ウォーキングなど	毎日、自宅で血圧測定をする 個人的に日課として行うウォーキングやスポーツの練習
その他の社会活動	クラブの運営に関する活動	役員会・例会・総会 クラブの会報誌作成 消耗品・事務用品購入 市役所への問い合わせ 補助金交付申請・事業実績報告	冠婚葬祭に関わる活動

2. 補助対象経費

活動の中で補助対象となる経費を下記の表で確認し、適切に支出を行ってください。
補助金対象の経費であっても、上限がありますので注意してください。

経費科目	支出例	備考	参考ページ
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブの発表、会議等の活動を伴う場合のお茶・菓子代 総会、定例会、役員会でのお茶・菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> 1回につき、1人200円が上限（お茶とお菓子合わせて200円） 酒類、お弁当は一切認められない 	P. 8 P. 9
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> 電車、バスの運賃 バス借上料 自動車を乗り合わせた場合のガソリン代実費・駐車料金 タクシー代金 	1回につき、1人1,000円が上限	P. 10 P. 11
	入場料・入館料・拝観料など	1回につき、1人1,000円が上限	
	老人クラブ連合会支部研修旅行	1回につき、1人2,000円が上限 ※主催支部発行の領収書が必要	
	老人クラブ連合会会長研修会	年に1回7,000円を補助（固定） ※市老連発行の領収書が必要	
消耗品費	各種活動に必要な事務用品の購入費	かかる実費について支出可能	P. 5
印刷製本費	各種活動、総会および例会等における資料の印刷、コピー代		
備品購入費	各種活動における備品の購入（30,000円以上の物品）	<ul style="list-style-type: none"> 1品につき、30,000円が上限 上期・下期でそれぞれ1回ずつ、年間60,000円が上限 ※30,000円を越える場合には事前に高齢者支援課までご連絡ください。 	P. 12
役務費	通信費（電話代、切手代）	かかる実費について支出可能	P. 17
	役員手当	月1,000円が上限	
会場使用料	市民センターや自治会館など各種活動にかかる会場使用料	かかる実費について支出可能	P. 16
賃借料	カラオケ機器やクラブ所有の倉庫におけるリース代	年間60,000円が上限	P. 16
講師謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> 各種活動における外部講師への謝礼 講演会や学習会における外部講師への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> 月1,000円が上限 単に「お礼」ではなく、領収書（印）を受け取れるものに限る 	P. 17
保険料	各種活動における保険料	単発で、行事ごとに加入する場合は支出可能（通年で加入は不可）	P. 17
会費・分担金	老人クラブ連合会会費	年27,000円（差額は自主財源）	P. 18
参加費	各種大会参加費	老人クラブの代表として参加する場合は支出可能（個人参加は不可） ※市老連主催大会は、一部例外あり	P. 5

3. 補助対象外経費

下記の表にある経費は個人所有や現物支給などの要素が強いため、補助金対象外の経費となります。補助対象の活動であってもこれらの経費は補助金から支出することができません。クラブとして支出する必要がある場合は、自主財源から支出してください。

経費科目	支出例	備考	参考ページ
食糧費	お酒代・弁当代・お土産代・備蓄品 誕生会の飲食代	現物支給にあたるため支出不可 誕生会は対象外経費のため支出不可	P. 8 P. 9
旅費・交通費	神社でのお祓い代	補助金の支出に適さないため支出不可	P. 18
交際費	食事会・親睦旅行	会員の親睦を深めることのみを目的とした行事に要する経費は支出不可	P. 9 P. 11
慶弔費	祝金・見舞金・香典	現物支給にあたるため支出不可	P. 15
寄付金・協賛金	町内会等への寄付金・協賛金		
渉外費・接待費	お歳暮・お彼岸・お中元		
記念品	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会、誕生会等にかかる記念品 ・記念式典の開催費・記念品 ・祝品・花輪の費用 ・クラブ創立記念冊子の作成 	現物支給にあたるため支出不可 ※記念品・景品を手作りした材料費は支出可能	P. 14
景品	各種大会の景品・参加賞		
備品	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有のスポーツ用具 ・芸能大会の衣装 	現物支給の要素が強いものは支出不可 ※クラブ共有の備品は支出可能	P. 12
講師謝礼金	クラブ会員が講師となる指導、講師料	現物支給にあたるため支出不可	P. 17
保険料	年間を通じての保険料	行事ごとに加入する単発保険であれば支出可能	P. 18
会費・分担金	各種協会・団体の活動に支払う年会費・年間登録料等	他団体への現物支給するため支出不可	
審判登録料	ゲートボールなどの審判登録料	資格は個人に帰属するため支出不可	

4. 注意が必要な経費科目

補助金の支出について、ご質問の多い経費科目をわかりやすく、川柳でまとめました。説明とQ&Aを参考に、各経費科目について理解を深めてください。

◎食糧費について

お茶お菓子 補助金出るのは 二百円

- 1回の活動につき1人あたり、お茶代とお菓子代を合わせ200円まで補助金から支出できます。
- 補助上限金額（1人200円）を上回った費用は、自主財源から支出してください。
- お弁当は現物支給の要素が強いため、一切補助金から支出することはできません。
- 補助金を支出できるのは老人クラブ会員のみです。活動に自治会や子ども会などクラブ外の人に参加した場合、クラブ外の人へ食糧費を補助金から支出することはできません。

※200円までの意味…活動時の水分補給程度を想定しています。食事がわりや空腹を満たすものであません。特にお菓子については、注意してください。

コラム「食糧費」 お茶・お菓子の200円

昨今、飲み物はマイボトルを持参することが多くなり、お菓子200円について、よくお問い合わせを受けます。「お菓子」についてです。市が想定しているのは、活動時の水分補給程度です。

報道番組で、会議等の席上に、ペットボトルが置かれている映像を目にされることがあると思います。その程度のものです。活動の目的が、飲食となるものは、補助対象外となります。

以下は実績報告時に指摘した例です。

おにぎり、赤飯、サンドイッチ、メロンパン、他

公金<税金>での支出に相応しいか、もう一度考えてみませんか…

※自主財源での支出は、何ら問題ありません。

☺食糧費に関するQ&A☺

Q1 公園清掃の後に食べたお弁当代は補助金から支出できますか。

A1 →×**できません**。

お弁当は現物支給の要素が強いため、いかなる場合でも支出できません。

ただし、活動にかかる食糧費として1人につきお茶・お菓子代を200円まで支出可能です。

Q2 子ども会と共催でラジオ体操をやっています。参加者全員にお茶・お菓子代として1人200円を補助金から支出できますか。

A2 →×**できません**。

補助金からお茶・お菓子代を支出できるのはクラブ会員のみです。

クラブに加入していない方へお茶・お菓子を出す時は、自主財源から支出してください。

Q3 敬老会や誕生会のお茶・お菓子代は補助金から支出できますか。

A3 →×**できません**。

敬老会や誕生会に限らず、会員相互の親睦を目的とした活動にかかる食糧費は補助金の対象になりませんので、自主財源から支出してください。

Q4 定例会や役員会におけるお茶・お菓子代は補助金から支出できますか。

A4 →○**できます**。

定例会や役員会はクラブの運営に必要な活動のため、食糧費として1人につきお茶・お菓子代を200円まで支出可能です。

Q5 1日を通して行う活動があるのですが、昼食代は補助金から支出できますか。

A5 →×**できません**。

補助金対象活動であっても、昼食代は補助金の対象外となります。

Q6 花壇の芝刈りを行ったので、お茶代として1人200円を渡すことはできますか？

A6 →×**できません**。

お茶代として200円渡す行為は、現金給付にあたり、認められません。

このような支出をしているところは、今後改めてください。

Q7 各活動するたびに、お茶を買いに行くのが、大変なため、ケースでまとめて購入し、そこから活動に必要な時に持っていくようにしている。この場合、補助金から支出できますか。

A7 →×**できません**。(通例でこのかたちをしているところは、改めてください。)

補助金は活動に伴って、支出するものです。活動が伴わないものを、事前に購入することはできません。言い替えれば、未来の活動について、予め買っておく行為となることから、補助金の支出はできません。

◎旅費・交通費について

旅行補助 学んで帰って 二千元

旅費は老人クラブの活動の中でも1人あたりにかかる費用が高額であり、活動費に占める割合も高くなります。

補助金額について判断を誤りがちですが、日帰り・一泊を問わず、旅行が補助対象となるか否かの判断は、研修を目的とした旅行であるかによります。

例えば、名所旧跡・博物館・工場見学などが旅行経路の一部に組み込まれているようであれば、研修目的の旅行といえます。しかし、いちご狩り・ぶどう狩り・新年会・暑気払い・会長顔合わせ会（懇親会）といったものは、レクリエーション要素が強いことから、研修旅行とみなされません。

また、旅行費用の全額を補助金から支出することはできません。補助金額を上回った費用は、自主財源から支出してください。

研修旅行において補助金を支出する際には、下記の表を確認してください。

～旅行種類ごとの経費の取扱い～

主催	単位老人クラブ	老人クラブ連合会	
種類	研修旅行 (日帰り・一泊)	支部研修旅行 (日帰り・一泊)	会長研修会 (年1回)
金額	2,000 円/1 人最大		7,000 円/人 (会長のみ)

～交通手段ごとの経費の取扱い～

内容・事例	電車・バス	タクシー	貸し切りバス
補助対象となる支出内容	乗車賃実費	運賃実費	借り上げ料実費
限度額	会員一人あたり1,000円まで		
注意事項	往路、復路ずつというわけではなく、「一回の旅行」について1,000円という考え		
	領収書が発行されないの で、支出伝票で処理	公共交通機関がない場合を 想定。領収書を受領し、人 数、区間を書く	運転手等への謝礼は不可

※自家用車やレンタカーを運転する場合、ガソリン代、駐車料金、及びレンタカー借り上げ料等は補助対象になります。限度額は、会員一人あたり1,000円までとなります。但し、運転手に対してや、車輛を借りることについての謝礼は対象外です。なお、ガソリン代については実費相当となりますが、実費算定が難しい場合は、1kmあたり50円を上限として算定し、出金伝票や領収書に算定根拠を記載してください。

☺旅費・交通費に関するQ&A☺

Q1 日帰り研修旅行を実施した際に訪れた史跡の入場料は 1,500 円で、次に訪れた国営公園の入場料は 500 円でした。また、バスと電車を利用して、往復 600 円かかりました。この場合補助金を使用できる最大の金額はいくらになりますか。

A1 → **2,000 円です。**

1 回の旅行（お出かけ）につき、交通費及び入場料（入館料や拝観料）を合算して 1 人 2,000 円まで補助金から支出できます。確認時の参考になりますので、金額の内訳を記録しておいてください。

Q2 鎌倉へバスをチャーターして史跡見学に行きます。チャーター代は補助金から支出できますか。

A2 → **○できます。**

交通費は一人 1,000 円が補助上限なので、参加人数×1,000 円分を研修旅行の交通費として支出できます。上回った費用については、自主財源から支出してください。なお、バス借り上げ料には、バス運転手労務費、ガソリン代、高速代等が含まれるのが通常ですが、別請求の場合もありますので、明細書等を確認しましょう。また、運転手等への謝礼（心付け）は補助対象外となります。

Q3 美術館見学にタクシーで行く際のタクシー代は補助金から支出できますか。

A3 → **○できます。但し、公共交通機関の利用が困難な場合に限りです。**

乗車人数×1,000 円の範囲内で交通費として支出できます。上回った費用については、自主財源から支出してください。

支出の際は、必ずタクシー会社の領収書を発行してもらってください。また、書類確認時の参考になりますので、会員のほうで、乗車区間と乗車人数を記録しておいてください。なお、領収書がない場合は、支出できません。

Q4 代表者の車で出かけた際の交通費（ガソリン代）は補助金から支出できますか。

A4 → **○できます。**

ガソリン代の実費の支出は可能です。実費の算定が困難な場合は、1 kmあたり 50 円を上限として算定してください。出発時と帰着時のメーターの記録で距離を確認のうえ、出金伝票または領収書に、運転した日、区間、距離数を記録しておいてください。

コラム「お車での移動」

活動時の移動手段は、できるだけ公共交通機関を利用するようにしてください。クラブ活動時、お車に乗合せて出かけるということがあると思います。交通事故の防止はもとより、環境負荷軽減の面からも、安易に車で出かけることはせずに、公共交通機関の利用ができないか、考えてみましょう。

◎備品について

備品買う？ 3万以上は 市に相談

備品の購入は上期・下期で各1品ずつ、1回の購入で30,000円までは補助金から支出することが可能です。年1回の購入につき60,000円の支出をすることはできません。補助金を利用して30,000円を超える備品を購入する際は、事前に購入しようと考えている備品の見積もりを取ったうえで、購入前に高齢者支援課へ連絡をしてください。また、購入後はクラブが所有する財産として備品台帳を整備し、管理することになります。

◎備品に関するQ&A◎

Q1 カラオケセットを購入したときの代金は補助金から支出できますか。

A1→○できます。

ただし、1品につき最大30,000円までが支出の上限です。また、上期・下期それぞれ1品までの購入が目安です。購入金額が30,000円を超える場合は、高齢者支援課へご連絡ください。

Q2 個人で使用するためにグラウンドゴルフのスティックを購入したときの代金は補助金から支出できますか。

A2→×できません。

グラウンドゴルフのスティックや発表会の際の衣装など、他人との共有が難しく、個人所有となるものは補助金から支出できません。

なお、グラウンドゴルフのスティックをクラブ所有として購入する場合や、クラブで所有するグラウンドゴルフのセットを購入する場合は、補助金から30,000円まで支出することが可能です。この場合、備品台帳に記載し、保管場所を明記し、適正に管理する必要があります。

Q3 クラブ活動で使用する道具をしまっている町内会の倉庫が壊れてしまいました。倉庫の修繕にかかる費用を補助金から支出することはできますか。

A3→○できます。

物品の修繕にかかる費用については補助金から支出できます。ただしその物品を使用する他の団体の有無や、老人クラブ会員の比率なども考慮する必要があります。倉庫が町内会と共用するものであれば、町内会との折半が必要と考えられます。また備品購入、及び修繕にかかる補助金の上限は30,000円となっておりますので、上限を超える場合は高齢者支援課までご連絡ください。

Q4 クラブの備品修繕費用10万円を3年のローン返済で支払う費用を補助金から支出することはできますか。

A4→×できません。

補助金は単年度決算のため、年度をまたいで支出することはできません。たとえ、月々の支払が、3,000円弱であっても、同様です。この場合一括払いにして30,000円を上回った費用は自主財源から支出してください。

※そもそも、老人クラブは法人ではありませんので、ローンは組めません。立替え払いも、認められていないため、答えは変わりません。

◎備品台帳について

※備品台帳は、購入金額にかかわらず、クラブ所有の物品を適正に管理するために作成するものです。

クラブで所有する物品等は、備品台帳を作成して、管理する必要があります。
作成していないクラブは、ご準備をお願いします。
なお、指定の書式はありませんので、各クラブの任意のものでかまいません。

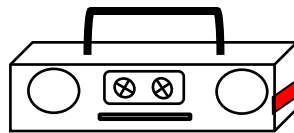
※クラブで所有・管理する物品等がない場合は、作成の必要はありません。

備品台帳の具体例 クラブで使用する、CD ラジカセを購入した場合							
No.	日付	品目	税込金額	保管場所	備考	処分日	処分理由及び方法等
1	2015/9/15	ラジカセ	不明 (寄贈品)	クラブ 保管庫 A	会員の家族 から寄贈品	2019/ 3/20	買換えの為、業 者無料引取り
2	2017/ 10/3	パソコン用プ リンター	11,880	//			
3	2018/ 8/7	カラオケセッ ト	40,824	クラブ保 管庫 B			
4	2019/ 3/20	CD ラジカセ	6,580	//	備品 No. 1 の 買換え		
5	2019/ 5/12	マイク	8,200	//			
6-1	2020/ 10/31	飛沫防止パー ティション	12,500	クラブ保 管庫 A			
6-2		飛沫防止パー ティション	12,500	//			

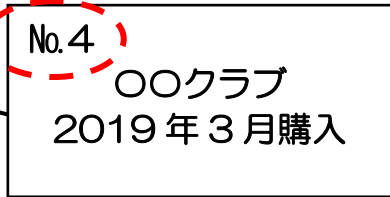
処分した時に記載する

<処理の流れ>

- ① 現金出納簿に記載する。
- ② 仕訳帳に記載する。
- ③ 領収書を綴っておく。
- ④ 備品台帳に記載する。
- ⑤ 物品にクラブ所有のシールやクラブ名を記入する。



<管理シール例>



備品台帳に記載する備品とは？
⇒金額の多寡にかかわらず、クラブの財産と思われる物品のことです。
自主財源で購入したものも含む。
・耐用年数が1年以上のもの
・繰り返し使用できるもの（会員等へ貸出するもの）
※文房具等の軽微な物品の記載は不要です。

◎賞品・景品・記念品について

プレゼント 市販品より 手作り

賞品・景品・記念品については、会員に対する現物支給にあたりますので補助金の使用は一切できません。

買ったものをそのまま渡す場合は補助対象になりませんが、手作りのプレゼントなどを渡す際にかかった費用を補助金から支出することは可能です。

◎賞品・景品・記念品に関するQ&A◎

Q1 敬老の日に88歳以上の会員にお祝いとして紅白饅頭を贈呈できますか。

A1→×できません。

お祝いのため個人に渡す紅白饅頭は記念品であり、現物支給にあたりますので、補助金から支出できません。

ただし、手作りのメッセージカードなどを作成した場合は、材料費を補助金から支出できます。

Q2 クラブの活動としてグラウンドゴルフ大会を開催することになったのですが、景品を補助金で購入することはできますか。

A2→×できません。

景品は現物支給にあたりますので、補助金から支出できません。

Q3 クラブ設立10周年式典を開催し、記念のタオルを会員にお土産として渡しました。お土産代を補助金から支出できますか。

A3→×できません。

お土産（記念品）は現物支給にあたりますので、補助金から支出できません。

Q4 誕生日会を開催し、誕生日プレゼントとしてクオカードを会員に渡しました。プレゼント代を補助金から支出できますか。

A4→×できません。

会員に対する現物支給にあたるため、用途に限らず金券は一切補助金から支出できません。また、誕生会自体が対象外事業ですので、これにかかる経費は補助金から支出できません。

Q5 お世話になっているコーラスの先生に花束を贈呈しました。花束代を補助金から支出できますか。

A5→×できません。

花束も現物支給にあたるため、補助金から支出することは出来ません。自主財源から支出してください。

Ⅲ. Q & A

1. 友愛活動について

Q1 雑巾を買い、学校に寄付するときの代金は補助金から支出できますか。

A1 → × **できません。**

現物支給にあたるため、補助金から支出することはできません。

なお、雑巾用手作りした場合は材料費（タオルなど）を補助金から支出できます。

Q2 老人ホームを訪問する時、手土産として持って行く菓子折りとお花の代金は補助金から支出できますか。

A2 → × **できません。**

現物支給にあたるため、補助金から支出することはできません。

Q3 子ども会と共催で花火大会やおもちゃ作りを催した経費は、補助金から支出できますか。

A3 → ○ **できます。**

ただし、費用については共催団体と協議のうえ、良識の範囲内で支出してください。

Q4 クラブでパトロールの際に着用するジャンパーを揃えたいのですが、補助金から支出できますか。

A4 → ○ **できます。**

ジャンパーのほかに、腕章や防止、安全旗なども補助金から支出できます。

Q5 クラブとして赤い羽根共同募金に 2,000 円を募金したいのですが、補助金から支出できますか。

A5 → × **できません。**

補助金から支出できるのは、クラブの活動に直接かかる経費です。このため、募金や寄付金、義援金といった現金や金券の負担については補助金から支出することは出来ません。

ただし、募金支援活動は社会奉仕活動の一環となりますので、活動にかかった経費は、補助金から支出することができます。

Q6 ワクチン接種会場に、クラブの会員を乗合せて連れて行きたいのですが、代表者の車のガソリン代を補助金から支出できますか。

Q6 → × **できません。**

個人の健康管理にかかわることであるため、補助金から支出はできません。個人が医療機関に行くために、補助金の支出ができないのと同じです。

Q7 クラブの会員が亡くなり、会則にもとづき香典を供えることにしました。また、葬儀の手伝いもすることになりました。香典及び葬儀の手伝い料を補助金から支出できますか。

A7 → × **できません。**

会員への現物支給にあたりますので、香典及び手伝い料は補助金から支出できません。

ん。香典に限らず、慶弔費といわれるお祝いや、お悔やみ、お見舞いに関する金品は一切補助金から支出できません。また、そもそも冠婚葬祭に関するものは、補助対象外ですので、これに付随する経費は補助金から支出できません。

Q8 入院中の会員のお見舞いに行くことになりました。このときのお見舞い品と花束代は補助金から支出できますか。

A8→×**できません。**

会員への現物支給にあたりますので、お見舞い品やお花代は、補助金から支出できません。ただし、お見舞いという行為自体は友愛活動（社会奉仕活動）の一環となります。活動にかかった経費は、補助金から支出できます。

2. 会場や物品の借り上げについて

Q1 クラブ活動の拠点として町内会の集会所を利用しているのですが、集会場の使用料は補助金から支出できますか。

A1→○**できます。**

各種活動の実施に伴う会場使用料・借上料は補助金から支出できます。

Q2 カラオケ機器を購入するのではなく、通信カラオケ機器をリースしようと考えています。リース代は補助金から支出できますか。

A2→○**できます。**

リース代（賃借料）は補助金から支出できます。但し、補助金は単年度決算のため年度を超えて支出をすることはできません。

年間で60,000円を超える場合は、高齢者支援課へ事前に連絡してください。

コラム「活動場所」

クラブの主な活動場所が、スナックや居酒屋、レストランと聞くと、何を連想されますか。飲食を主とする場所での活動は、補助金対象の活動に相応しい場所とはいえません。このような場所での活動支出は、補助金以外の自主財源でお願いします。

ちなみに、カラオケボックスについては、「カラオケ」を主とする場所のため、活動場所として「場所代」の使用料のみを認めています。但し、飲食代は不可となります。領収書では、「場所代」の金額が分かるように、発行してもらってください。

3. 講師謝礼・役員手当について

Q1 クラブで講師を招き、研修会を開催しました。講師謝礼金は補助金から支出できますか。

A1→○できます。

ただし、謝礼金は概ね1ヶ月あたり1,000円上限、講演1回あたり3,000円～6,000円が目安となります。講演会の頻度や依頼する講師によりますが、不足分は自主財源から支出してください。講師の受領印・サインが必要となります。
受領印・サインがなかったところは、今後改めてください。

Q2 クラブの会員が講師となり、茶道教室や踊り等の指導をしてくれています。講師謝礼金は補助金から支出できますか。

A2→×できません。

個人給付にあたるため、補助金からは、支出できません。

Q3 クラブの役員に手当を支払いたいと考えています。補助金から支出できますか。

A3→○できます。

ただし、手当は概ね1ヶ月あたり1,000円が上限となります。役員の数や役職によって手当額は変動しますので、クラブで話し合いのうえ金額を決定してください。なお、役員を兼務するのは、クラブの運営上、好ましくありません。

コラム「講師謝礼」

老人クラブの会員の中には、資格や特技をお持ちの方が多くいます。その方が、クラブの会員向けに指導等を行う場合、講師謝礼を出したいというお気持ちはわかります。しかし、補助金からの支出は不適當です。なぜなら、個人給付にあたるからです。言い換えれば、クラブ会員を集めた「習い事教室」と見做され、組織として適正とは言い難くなります。どうしても、支払う必要がある場合、自主財源からの支出となります。

4. その他の費用（保険料・分担金・協力金など）

Q1 クラブの活動にともなう1年間を通しての保険料は補助金から支出できますか。

A1 → × **できません。**

保険料は会員個人にかかる経費であり、クラブ活動に直接かかる経費ではないため、補助金から支出することはできません。ただし、研修旅行やスポーツ大会などの、一時的な行事のために加入する保険料は補助金から支出できます。

Q2 地元の神社仏閣への燈明料・玉串料・お布施などは、補助金から支出できますか。

A2 → × **できません。**

クラブ活動に直接かかる経費ではないため、補助金から支出することはできません。

Q3 毎年町内会（または自治会）に対して協力金を支払っています。協力金を補助金から支出することはできますか。

A3 → × **できません。**

補助金の対象となるのはクラブ活動に直接かかる経費のため、他団体への会費や協力金は補助金から支出することはできません。

（ただし、町田市老人クラブ連合会への会費を除く）

Q4 クラブ発足30周年を記念して発行する記念誌及び式典費用の積立金に補助金を支出することはできますか。

A4 → × **できません。**

補助金は当該年度の活動に対して交付しているもので、単年度決算となります。積立金は当該年度に支出の実績がない経費になりますので、補助金を支出することはできません。

Q5 ゲートボール協会の年会費2,000円を支出できますか？

A5 → ○ **できます。**

健康を増進させる活動に対して交付しているもので、単年度決算となります。

Q6 ゲートボールの審判登録料の支出はできますか？

A6 → × **できません。**

登録資格や免許（免状）等の更新費用は、個人に帰属するため、補助金から支出することはできません。

Q7 自治会館で日頃からクラブの活動をしています。今回、エアコンが故障したため、買換えることになり、その費用の半分を補助金から支出できますか？

A7 → × **できません。**

自治会館は、地区の住民から集めた自治会費で運営していくものです。会館の利用は、他の団体も利用しているため、補助金の対象にはなりません。このケースに限らず、町内会・自治会と共同し、地区全体が使用する備品等の購入は、補助金から支出できません。

IV. 会計処理について



1. 書類について

補助金は税金を財源としていますので、会計状況を明確にしておかなければなりません。そのため、収入や支出をきちんと管理しておく必要があります。

補助金をどのように使用したかを下記の各種帳簿で管理していただき、その内容を決算報告・補助金交付申請時や中間報告時に、市の職員が確認します。

各種帳簿への記帳は報告間際にまとめて行うのではなく、出費があった時点や一ヶ月単位で管理を行うことで不明確な支出がなくなります。

<現金出納簿>・・・金銭出納に関わるすべての収支を記載したもの

活動で収入や支出があった際には、その都度①～⑤を記帳します。

①日付 ②摘要(収入、支出内容が分かるように) ③会計区分 ④金額 ⑤残高
現金出納簿は日付順に記帳し、一ヶ月ごとに区切ると分かりやすくなります。

<仕 訳 帳>・・・現金出納簿の中から補助対象活動にかかる支出を抽出したもの 補助金対象の4つの活動

(1.社会奉仕活動 2.生きがいを高める活動 3.健康を増進させる活動 4.その他の社会活動)

ごとに仕訳帳を作成し、補助金から各種活動に対して支出したものを転記します。

現金出納簿と同じように、支出の都度に各仕訳帳へ転記を行うことで、転記ミスが少なくなります。また、各科目別及び上半期・下半期ごとに台帳のページを変えることで、スムーズに会計処理を行うことができます。

<領収書・出金伝票>

補助金からの支出があった際には、必ず領収書(レシートも可)を受領し保管します。領収書は支出の証拠書類となる大切なものです。

領収書の受領が困難なもの(電話代やバス代など)は出金伝票等で管理します。

領収書や出金伝票に現金出納簿や仕訳帳と照会できるように、共通番号を振っておくと見返した際に分かりやすくなります。

詳しい書き方については、次の記入例で確認してください。

なお、現金出納簿や仕訳帳は手書きでもエクセルでも書式は問いません。



2. 記入例



<現金出納簿>

日付	摘要	区分	収入	支出	残高	伝票番号
2022.4.1	前年度繰越金		13,000		13,000	
2022.4.5	会費 (60人×1,000円)		60,000		73,000	入 1-1
2022.4.6	総会資料印刷代	④その他の社会活動		200	72,800	4-1
2022.4.7	総会お弁当 (40人×400)	⑧食糧費		16,000	56,800	8-1
2022.4.15	カラオケ会場費	②生きがい		400	56,400	2-1
2022.4.24	清掃飲み物代 (4人×110円)	①社会奉仕		440	55,960	1-1
4月小計			73,000	17,040	55,960	

日付	摘要	区分	収入	支出	残高	伝票番号
	前月より繰越				55,960	
2022.5.4	例会お茶お菓子代 (200円×25人)	④その他の社会活動		5,000	50,960	4-2
2022.5.10	カラオケ会場費	②生きがい		1,000	49,960	2-2
2022.5.21	町田市補助金		250,000		299,960	入 1-2
2022.5.26	赤い羽根募金	⑥交際費		1,000	298,960	6-1
5月小計			250,000	7,000	298,960	

途中省略

日付	摘要	区分	収入	支出	残高	伝票番号
	前月より繰越				16,000	
2023.3.9	清掃用具(ゴミ袋)	①社会奉仕活動		500	15,500	1-15
2023.3.10	カラオケ会場費	②生きがい		1,000	14,500	2-18
2023.3.18	輪投げ大会参加費	③健康		2,000	12,500	3-20
3月小計				3,500	12,500	

伝票番号欄には現金出納簿と同じ番号が入ります。(※共通番号)
また、この番号を領収書に記入すると分かりやすくなります。

<仕訳帳>

例：①社会奉仕活動

上期

日付	摘要	支出	伝票番号
2022.4.24	清掃飲み物代 (4人×110円)	440	1-1
2022.6.12	清掃お茶お菓子代 (6人×200円)	1,200	1-2
2022.9.10	花壇手入れ肥料	2,000	1-8
上期合計		3,640	

生きかいを高める活動
健康を進める活動
その他の社会活動

下期

日付	摘要	支出	伝票番号
2022.10.10	清掃お茶お菓子代 (5人×110円)	550	1-9
2022.10.28	パトロールお茶代 (3人×100円)	300	1-10
2023.3.9	清掃用具(ゴミ袋)	500	1-15
下期合計		1,350	



これと同じようなものを、他の3つの活動についても作成します。

<領収書・出金伝票>

領収書綴り
作成例

出金伝票には会計
と会長印捺印する。

【出金伝票】
2022.4.24

440円

清掃飲み物代(4人×110円)
〇〇公園前自販機にて購入

No. 1-1

【領収書】〇〇スーパーマーケット

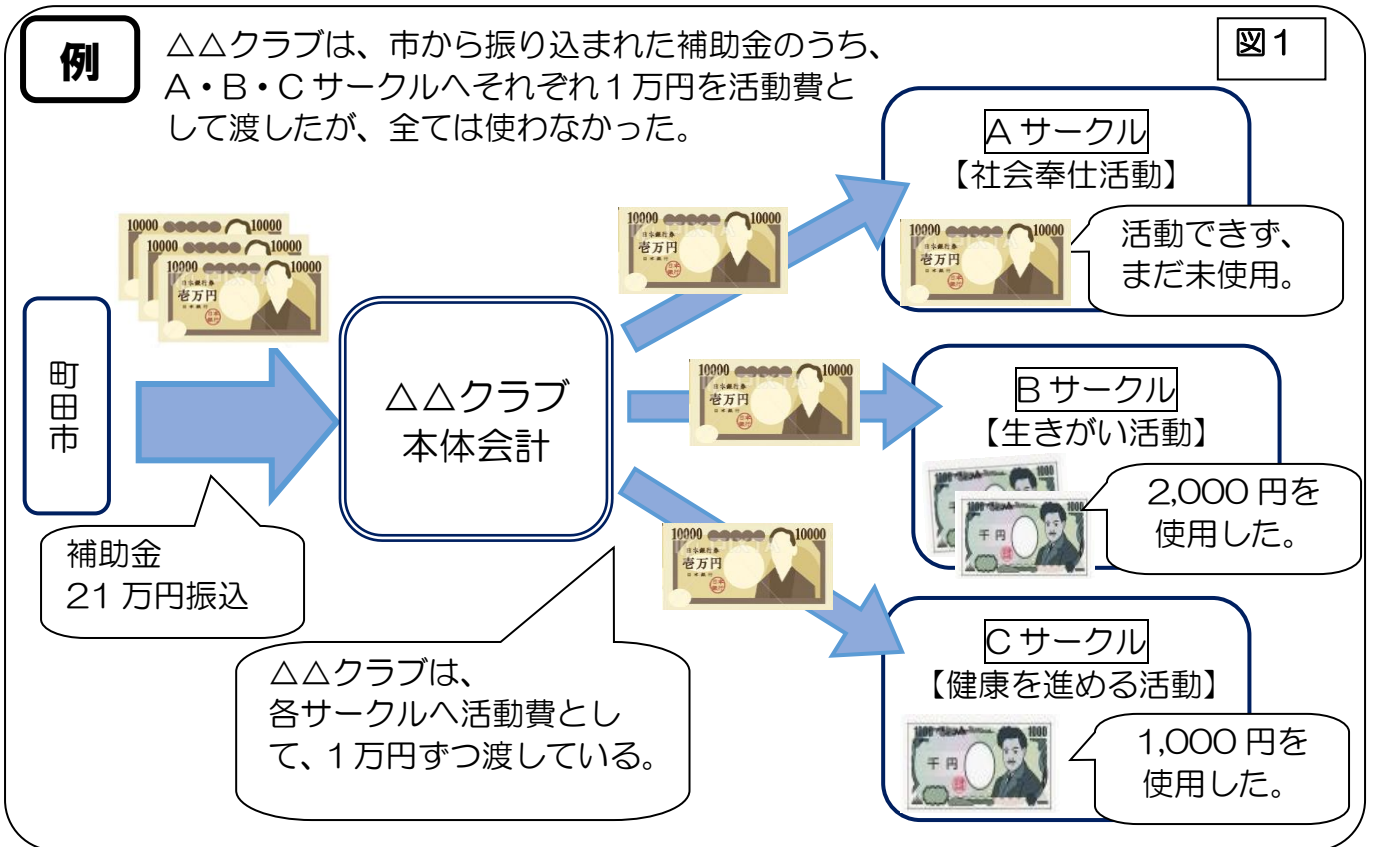
2023年3月9日(水)
町田市指定収集ゴミ袋 ¥500

No. 1-15

領収書・出金伝票ともに
現金出納簿及び仕訳帳と
一致する共通番号(※)を
記入する。

3. サークルや同好会で会計処理を別にする場合の注意点について

市からの補助金を図1のように、クラブ本体の会計から、各サークル等へ支出している場合、決算書の支出済額は、図2の○印のとおりとなります。



この場合の、支出額の記入方法は・・・

図2 2022年度 老人クラブ補助金 決算書

(クラブ名) △△クラブ

【収入】

正しい支出済額の金額の記入はこちらです。

クラブの支出済額として、下記は誤った金額です。ご注意ください！

科目	支出済額
1 社会奉	10,000
2 生きが	10,000
3 健康増	10,000
4 その他	35,600
合計	65,600

上半期経理報告書の記載も、同じ扱いとなります。

科目	予算額	支出済額	説明
1 社会奉仕活動	20,000	0	
2 生きがいを高める活動	50,000	2,000	
3 健康増進活動	90,000	1,000	
4 その他の社会活動	70,000	35,600	
合計	230,000	38,600	

市が確認したいのは、実際に支出した金額（補助金分のみ）です

4. 補助金申請書類等の作成にあたってのお願い

◆帳簿作成について

- ・ 帳簿類は必ずボールペン、万年筆等（消せるボールペン、鉛筆は不可）で記入し、5年間の保存に耐えうるものにしてください。（修正液での訂正も不可）
- ・ 領収書は必ず保管し、帳簿と合致するようにしてください。
- ・ 領収書の取れないバス代などの交通費や電話代などは、内容を記入した出金伝票等を作成し、会長、会計が確認のうえ押印して、領収書と同じ扱いで保管してください。

◆申請書類の作成について

- ・ 請求書の印鑑は「シャチハタ」は不可です。後日、印影が変色するので、どうしてもシャチハタを使用する場合は、朱肉を付けて押印してください。
- ・ 請求書の口座番号と名義は通帳で必ず確認してください。名義にクラブ名や肩書がついていて見落とししているケースが数多くあります。

◆会員名簿の作成について

- ・ 市へ提出する名簿は、補助金額の算定で、人数を確認するために提出いただいています。
- ・ 会員名簿を作成する際、必ずご本人の意思確認をしてください。
※3月で退会するとした方は、会の総会が4月1日以降でも、4/1時点の名簿に掲載しないでください
※4/1時点の人数となっていますが、退会の意思がある方を人数確保の為に提出することは、しないでください。発覚した場合、補助金の返還をお願いすることになります。
- ・ 他のクラブと重複登録している会員がいる場合、どちらのクラブを主として、登録するかクラブ同士で予め確認し、分かるように記載し、他のクラブと重複した名簿にならないようにしてください。また、60歳未満の方や市外の方もわかるように記載してください。

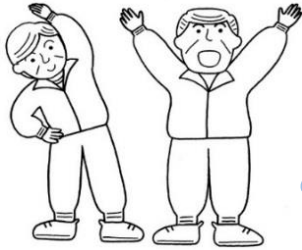
◆会計処理について

- ・ 会計の事務処理は会計1人や会長1人で行わず、必ず複数で携わってください。また、役員の立て替え払いはトラブルの原因となりますので、極力行わないでください。
- ・ 会員からの会費の徴収の際、お手数でも領収書と領収書（控）に会員の印やサインを貰いましょう。会員へ領収書を渡し、クラブの領収書綴りに（控）を保管しましょう。そうすることで、会費を支払ったか支払っていないかのトラブルを防ぐことができます。



町田市老人クラブ連合会とは

高齢者が生きがい・健康づくりを推進し、地域社会において、健康で楽しくすごせるよう、市内の老人クラブの活性化と相互の連絡調整をはかることを目的とした任意団体です。



行事



♪ 楽しい行事が盛りだくさん♪

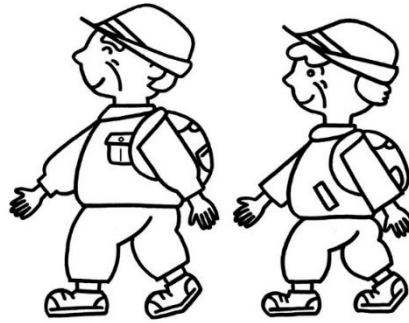
<p>芸能大会 市民ホールで舞踊やコーラス・フラダンス・詩吟などを披露します。衣装や小道具など細部にもこだわりの詰まった見ごたえのある大会です。</p>	<p>作品展 国際版画美術館で絵画、書道、造形物、手芸など日頃の成果が色鮮やかに展示されます。市長賞、社協賞、連合会長賞が選ばれます。</p>	<p>グラウンドゴルフ大会 木曽山崎グラウンドで各支部の選抜チームが青空のもと練習の成果を競い合います。人気が高い一大行事です。</p>
<p>輪投げ大会 サン町田旭体育館で支部予選を勝ち抜いたチームが参加します。東京都で1位になった町田市の高度な技術のぶつかり合いは必見です！！</p>	<p>カラオケ大会 支部ごとに近くの市民センターで実施します。音響は専門業者でモニター付きだから歌い易いと大好評。いつも大盛り上がり！</p>	<p>ウォーキング 仲間と一緒に町田市内を楽しく散策します。郷土史に詳しい会員の説明に驚き、時間があっという間に流れます。</p>
<p>健康講座 福祉制度、認知症にならないための講座や毎日手軽に行える健康体操教室を近くの市民センターで開催します。</p>	<p>研修旅行 町田市外や他のクラブとの情報交換を通じて、老人クラブの実態や、会員の増強方法等について互いに学びます。</p>	<p>映画会 市民ホールでの映画会は、満員御礼！友達を誘って楽しいひとときです。</p>
<p>広報の発行 広報誌『いきいき町田21』を年に4回発行しています。他のクラブの活動情報が満載。俳句の掲載などが大好評です。</p>	<p>東京都老人クラブ連合会の行事に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸能大会・輪投げ大会・グラウンドゴルフ大会などで上位入賞したチームは町田市代表として、東京都の大会に出場します。 ・新任会長を対象とした研修会 老人クラブの目的や組織作りの基本などを勉強することができるので、新任会長も安心です。 	

☺お問い合わせ☺

町田市老人クラブ連合会

町田市森野1-1-15 わくわくプラザ町田3F

☎TEL/FAX 042-725-4613



- 1 健康講座や体操教室に参加することで、介護予防や健康体操などの正しい知識を身につけることができます。
- 2 国際版画美術館で作品を展示したり、市民ホールで踊りを披露したり、サン町田旭体育館や木曽山崎グラウンドなどの大きな会場で、技を競いあうことができます。
- 3 社会奉仕活動では、介護予防事業の一環としていきいきポイントのスタンプが押印されます。集めたポイント数に応じてクオカードや図書カードなどと交換できます。
- 4 各老人クラブの代表として、老人クラブの活動にまつわる意見や要望を相談したり、大きな力で問題の解決に努めることができます。
- 5 他の老人クラブから様々な情報が収集できるため、自分のクラブの活性化に役立ちます。

連合会 Q&A

Q：加入しているクラブ数と人数は？

A：56クラブで、3,352人です。(2021年時点)

Q：会費はいくら？

A：年間で1クラブ30,000円です。

内訳は連合会11,000円・支部10,000円・東京都老人クラブ連合会9,000円で、それぞれの運営費として使われます。

Q：どのような組織作りになっているのですか？

A：総務部・研修部・広報部・健康部・文化部・女性部を設置し、選出された役員を中心にそれぞれ目的の事業を推進しています。

Q：連合会は地域で支部に分かれているそうですが…？

A：各クラブ間の連絡調整が周知でき、地域の特性を活かした活動を推進するため、町田、南、鶴川、忠生、堺の5つの地域に分けた支部を置いています。

Q：連合会に加入すると、役員になるため忙しくなると聞きますが？

A：皆高齢者ですから、身体や家庭事情により無理に役員を押し付けられることはありませんが、出来る事は協力しあって活動しています。

MEMO

MEMO

町田市老人クラブ補助金利用のてびき

発行 町田市
編集 いきいき生活部 高齢者支援課
☎ 042(724)2146
発行日 2022年4月
(2023年6月更新版)

この冊子は100部作成し、1部あたりの単価は84円です。

※2023年4月1日付け組織改正により、「高齢者福祉課」は「高齢者支援課」へ名称変更しました。また、電話番号についても、「042-724-2141」から「042-724-2146」へ変更しました。

